

告 示

埼玉県議会告示第四号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十一号）第五十二条の規定により、令和六年度における保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況を次のとおり公表する。

令和七年四月二十五日

埼玉県議会議長 白 土 幸 仁

一、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況

開示請求 件数	訂正請求 件数	利用停止 請求件数
○	○	○

二、請求に対する措置の状況

令和六年度の埼玉県議会の保有する個人情報に係る請求に対する措置の件数は
○件であった。